

3. 銀行業における表示に関する公正競争規約

(平5.4.1 施行：平7.4.3 一部改正、平10.7.1 全文改正、平11.11.1 一部改正、平13.2.23 一部改正、平18.2.15 一部改正、平19.11.2 一部改正、平22.8.4 一部改正、平28.9.23 一部改正、令6.9.9 一部改正)

規 約	施 行 規 則
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、銀行業における一般消費者を対象とした金融商品及びサービス等に関する表示に係る事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び銀行間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(適用) 第2条 この規約は、全国銀行公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の会員銀行が行う日本国内の一般消費者を対象とした表示について適用する。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第1項、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第1項及び第8項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第6条第1項及び第2項、第8条並びに第9条第1項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第1項及び第2項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める事業をいう。</p> <p>2 この規約において「銀行」とは、銀行法第4条第1項若しくは第47条第1項、長期信用銀行法第4条第1項又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の免許又は認可を受けて銀行業を営む者又は農林中央金庫法に規定する農林中央金庫をいう。</p> <p>3 この規約において「預貯金等」とは、預貯金、貸付信託、合同運用指定金銭信託、有価証券その他一般消費者による資金運用の対象となるものをいう。</p> <p>4 この規約において「金融商品」とは、預貯金等及び貸出に係る商品をいう。</p> <p>5 この規約において「サービス」とは、内国為替、外国為替、現金自動機、ホームキャッシング、貸金庫、両替、各種証明書発行等のサービスをいう。</p> <p>6 この規約において「金融商品等」とは、金融商品、サービス、資金量、収益、店舗網等をいう。</p> <p>7 この規約において「預入等」とは、預貯金等の預入、信託、購入等をいう。</p>	

運 用 基 準
<p>《規約第2条関係》</p> <p>(1) 販売対象を法人に限定している金融商品等及び個人事業主を対象とした事業資金貸出に関する表示は、本規約の対象外となる。</p> <p>(2) 銀行法施行規則第14条の11の4にかかる特定預金等に関する表示は、この規約のほか銀行法の定めによる。</p>

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>8 この規約において「金利」とは、利率(配当率、分配率等の利率に類似するものを含む。)又は利回りその他施行規則に定めるものをいう。</p> <p>9 この規約において「表示」及び「景品類」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(昭和37年公正取引委員会告示第3号)に定めるものをいう。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第4条 銀行は、金融商品及びサービス等の表示を行うに当たっては、可能な限り平易な言葉で分かりやすく、かつ正確な情報を媒体の種類やスペース等に応じた適切な方法により明りように表示することに努めなければならない。</p>	<p>第2条 規約第3条第8項に規定する「その他施行規則に定めるもの」とは、利息額、元利合計額、給付補填金、売買損益、為替差損益等をいう。</p> <p>第3条 この施行規則において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 期間の定めのある預貯金等 預入等の期間又は据置期間が1か月以上の預貯金等又は積立型の預貯金等をいう。 (2) 期間の定めのない預貯金等 期間の定めのある預貯金等以外の預貯金等をいう。 (3) 極度貸付 あらかじめ設定した極度額の範囲内であれば隨時貸出しを受けられる貸出をいう。 (4) 証書貸付 極度貸付以外の貸出をいう。 (5) 放送媒体 次に掲げる媒体をいう。 ア テレビ、ラジオその他の放送広告 イ 金利表示ボードに準ずる金利一覧表示であって、一般消費者が持ち帰ることができるものの ウ テレホンアンサーシステムその他の通信の用に供する機器による広告 (6) 印刷媒体 放送媒体以外の媒体をいう。 <p>(表示の基本)</p> <p>第4条 リスクに関する事項や手数料に関する事項等、金融商品やサービスについて一般消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項については、一般消費者が見落とすことのないよう、文字の大きさや表示方法に留意して表示する。</p>	<p>《施行規則第3条関係》</p> <p>(1) 「積立型の預貯金等」には、純金積立のように積立期間が決まっていないものも含まれる。</p> <p>(2) 「金利表示ボードに準ずる金利一覧表示であって、一般消費者が持ち帰ることができるもの」とは、自己の主要な預貯金等又は貸出に係る現行金利を一覧できるように表示した印刷物等をいい、インターネット上のホームページに掲載する場合を含む。</p> <p>(3) 「テレホンアンサーシステム」とは、一般消費者からの電話照会に対して録音テープが機械的に応答するシステムをいい、「その他の通信の用に供する機器による広告」とは、携帯電話・PHS端末の画面を利用して機械的に情報を提供するものであって、容易に活字情報として出力できないものをいう。 なお、電話照会に対して人間が応答する場合は、必要表示事項の対象外である(規約第5条～第9条関係の運用基準(1)ウを参照)。</p> <p>《規約第4条・施行規則第4条関係》</p> <p>(1) 文字の大きさや表示方法等については、平成15年11月20日付公協通第23号で示した参考例を参照。</p> <p>(2) 金融商品・サービスの内容や取引条件について強調表示を行う場合には、打消し表示がなくても当該金融商品・サービスの内容や取引条件の実際を一般消費者が認識できるよう留意して表示する(平成29年7月14日消費者庁「打消し表示に関する実態調査報告書」参照)。</p> <p>(3) やむを得ず強調表示とともに打消し表示を表示する場合には、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できるよう、以下の事項に留意して、適切な表示方法で分かりやすく表示する(平成30年6月7日消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」参照)。</p> <p>ア. すべての媒体に共通する留意事項 打消し表示の文字の大きさ、強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス、打消し表示の配置箇所、打消し表示と背景との区別等</p> <p>イ. 動画広告における留意事項 打消し表示が含まれる画面の表示時間、音声等による表示の方法、強調表示と打消し表示が別の画面に表示されていないか、複数の画面で内容の異なる複数の強調表示と打消し表示が登場していないか等</p> <p>ウ. Web広告(PC)における留意事項 強調表示と打消し表示が1スクロール以上離れていないか等</p> <p>エ. Web広告(スマートフォン)における留意事項 アコーディオンパネルに打消し表示が表示されていないか、コンバージョンボタンの配置箇所、強調表示と打消し表示の距離、打消し表示の文字の大きさ、打消し表示の文字とその背景の色や模様、他の画像等に注意が引きつけられないか等</p> <p>(4) 銀行法施行規則第13条の5第1項に掲げる商品について表示する場合には、預金又は定期積金等であるかのように誤認されることのないよう留意して表示する。</p> <p>(5) 銀行法施行規則第13条の5第1項に掲げる商品について表示する場合には、契約の主体について誤認されることのないよう留意して表示する。</p>

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
(預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項) 第5条 銀行は、預貯金等について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りように表示しなければならない。 (1) 期間に関する事項 (2) 金額に関する事項 (3) リスクに関する事項 (4) 利息に関する事項 (5) 税金に関する事項 (6) 手数料に関する事項 (7) 中途解約に関する事項 (8) その他施行規則に定める事項	(預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項) 第5条 規約第5条各号に規定する必要表示事項は、期間の定めのある預貯金等にあっては別表1、期間の定めのない預貯金等にあっては別表2に掲げる事項とする。	《規約第5条～第9条関係》 (1) 規約第5条から第9条の規定は、次の各号に規定する表示については適用しないものとする。 ア. 自己の店舗等への来店者に対する表示であって、一般消費者が持ち帰ることができないものによる表示 i. 上記に含まれるもの例 自己の店舗内（無人店舗内を含む。）の金利表示ボード、ポスター、ATM（コンビニエンスストア等に設置されているものを含む。）やコンピュータの画面、店内放送等 ii. 上記に含まれないもの例 店舗内に備え置いたチラシ、パンフレット、コンピュータの画面のハードコピー等（一般消費者が持ち帰ることができるもの）、店舗の外側に向けて貼られたポスター等（来店者に対する表示ではなく、通行人に対する表示と認められるもの） イ. 一般消費者が申し出た条件にしたがって店頭で作成かつ交付する返済額試算表（ただし、DMで試算例を送付する場合や、インターネット上のホームページにおける返済額試算を除く。） ウ. 一般消費者との相対で行う口頭による表示（電話や訪問による口頭のセールスを含み、当該セールスに付随して一般消費者に送付又は持参するチラシ等を除く。なお、テレホンアンサーについては施行規則第3条第5号ウを参照。） (注1) 上記により必要表示事項の対象外となる場合であっても、規約第13条（不当表示）等の対象となる。 (注2) 上記により必要表示事項の対象外となる場合であっても、金利に関する比較広告を行う場合には、必要表示事項を表示しなければならない（施行規則第18条関係の運用基準（8）を参照）。 (2) 次に掲げる場合には、同一箇所に表示していない場合であっても、規約第5条から第9条に規定する必要表示事項（以下「必要表示事項」という。）を表示しているものとみなす。 ア. インターネット上のホームページや消費者向け電子メール等において、金利等を表示したページから必要表示事項を表示したページへのリンクボタン（URL）を金利等の隣接箇所に設けている場合（必要表示事項を充足していないキャンペーン画面等へのリンクボタン（URL）を併設することは差し支えない） イ. 必要表示事項を表示した別紙をDMに同封している場合 ウ. 必要表示事項を表示した別紙をステープラー等で止めて一体化している場合 エ. チラシの裏面に必要表示事項を表示している場合 (3) 「インターネット・バンキング」とは、顧客が自己的コンピュータまたは携帯端末等の電子機器により、インターネットを利用して行う銀行取引をいう（携帯電話端末の画面を利用して行う銀行取引（以下「モバイル・バンキング」という。）も含む。） (4) 日本証券業協会の特別会員が金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務（以下「登録証券業務」という。）について同協会の「広告等に関する指針（特別会員広告審査担当者用）」に規定する事項を表示している場合には、必要表示事項を表示しているものとみなす。 なお、「登録証券業務」について比較広告を行う場合には、施行規則第18条第2号に規定する「第5条」を「日本証券業協会の「広告等に関する指針（特別会員広告審査担当者用）」と読み替えるものとする。
(貸出の金利を表示する場合の必要表示事項) 第6条 銀行は、住宅ローン、カードローン等の貸出について金利を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りように表示しなければならない。 なお、同一の商品で異なる金利を適用することがある場合は、次の事項のほか最も高い金利又は金利の範囲を表示しなければならない。 (1) 期間に関する事項 (2) 金額に関する事項 (3) リスクに関する事項 (4) 借入条件に関する事項 (5) 利息に関する事項 (6) 返済条件に関する事項 (7) 手数料に関する事項 (8) その他施行規則に定める事項	(貸出の金利を表示する場合の必要表示事項) 第6条 規約第6条各号に規定する必要表示事項は、証書貸付にあっては別表3、極度貸付にあっては別表4に掲げる事項とする。	
(景品類の内容を表示する場合の必要表示事項) 第7条 銀行は、景品類の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りように表示しなければならない。 (1) 取引条件に関する事項 (2) 提供時期に関する事項 (3) 税金に関する事項 (4) 中途解約に関する事項 (5) その他施行規則に定める事項	(景品類の内容を表示する場合の必要表示事項) 第7条 規約第7条各号に規定する必要表示事項は、別表5に掲げる事項とする。	《規約第7条関係》 ・ 「景品類の内容を表示する場合」とは、景品類の名称、金額、写真等を表示する場合をいい、単に「景品キャンペーン実施中」等と表示する場合を除く。
(金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項) 第8条 銀行は、金利優遇等の内容を表示する場合には、併せて、次の事項を見やすい大きさで明りように表示しなければならない。 (1) 取引条件に関する事項 (2) 提供時期に関する事項 (3) 中途解約に関する事項 (4) その他施行規則に定める事項	(金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項) 第8条 規約第8条に規定する「金利優遇等」とは、預貯金等の金利上乗せ、貸出の金利優遇、手数料の減免、キャッシュバックその他取引を条件として提供する経済上の利益であって、景品類に当たらないものをいう。 第9条 規約第8条各号に規定する必要表示事項は、別表6に掲げる事項とする。	《規約第8条関係》 ・ 規約第5条、第6条、第8条の適用関係を例示すると、次のとおりである。 ア. 「金利上乗せキャンペーン実施中」等、単に金利優遇等を行っている旨のみを表示している場合……規約第5条、第6条、第8条のいずれも適用なし イ. 例えば、「給与振込を指定すれば定期預金金利を1%上乗せ」といったように、金利優遇幅のみを表示し、優遇後の金利水準が広告面からは分からない場合……規約第8条のみ適用 ウ. 例えば、「給与振込を指定すれば定期預金金利3%に1%上乗せ」といったように、金利優遇幅と優遇後の金利水準の両方が広告面から分かる場合……規約第5条、第6条、第8条のいずれも適用

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>(サービスに係る必要表示事項)</p> <p>第9条 銀行は、サービスについて表示する場合には、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(金利の表示基準)</p> <p>第10条 銀行は、金利を表示する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>〔種 別〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利率又は利回りを表示する場合には、年利、月利、日歩、年平均利回り等の種別を併せて表示すること。 (2) 年建て以外の利率又は利回りを表示する場合には、年建てによる利率又は利回りを併せて表示すること。 <p>〔表示桁数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 預貯金等の利率又は利回りを表示する場合には、表示位未満の端数を切り捨てて表示すること。 (4) 貸出の利率を表示する場合には、表示位未満の端数を切り上げて表示すること。 	<p>(サービスに係る必要表示事項)</p> <p>第10条 規約第9条に規定する「施行規則に定めるところ」とは、次に掲げるものをいう。 手数料を徴収するサービスについて表示する場合には、当該サービスの具体的な内容や条件、手数料の金額又は料率及び表示有効期限又は基準期日を表示するとともに、一般消費者の問い合わせに対応できる体制をとること。</p>	<p>《施行規則第10条関係》</p> <p>(1) 手数料の金額又は料率のすべてを表示することができない場合は例示としても差し支えない。ただし、その場合には当該サービスの利用に照らして合理的な例示とする。</p> <p>(2) 「当該サービスの具体的な内容」は、例えば、振込の場合には振込金額の範囲、自行宛・他行宛の別、文書扱い・電信扱いの別及び窓口利用・機械利用の別を、キャッシュカードによる現金引出しの場合には時間帯及び利用場所（自行の自動機・他行の自動機等の別）を表示するものとする。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ、日刊新聞において、表示の時点において現に有効である手数料を表示する場合には、基準期日（本日現在有効である旨）の表示を省略できるものとする。</p> <p>(4) 「一般消費者の問い合わせに対応できる体制」とは、次のものをいう。 ア. 一般消費者から特定のサービスの手数料に関する問い合わせを受けた場合には、i～iiiの事項を表示した書面を店頭で交付（ただし、手数料の金額又は料率を店内の目立つ場所に掲出している場合を除く）し、また、インターネット・バンキングで取り扱っているサービスの手数料についてはi～iiiの事項を当該取引を行う電子機器の画面上（例えば、インターネット上のホームページや携帯電話端末の画面）にも明示すること。 なお、モバイル・バンキングの場合には、取り扱っているサービスの手数料について、i～iiiに掲げる事項の問い合わせに対応できる連絡先及び時間帯を明示することでも足りる。 i. 手数料の名称 ii. 手数料の金額又は料率（金額又は料率を一律表示できない場合には、当該一般消費者の申し出た条件にしたがって試算した金額） iii. 表示有効期限又は基準期日（「○年○月○日現在」等） イ. CD・ATMの利用手数料（時間外手数料、他行カードの取扱手数料のほか、機械による振込手数料を含む）については、CD・ATMの設置場所（無人店舗を含む）に表示すること（共同で設置している場合には、取扱手数料が異なる可能性がある旨及び照会先を表示すれば足りる）</p> <p>《規約第10条関係》</p> <p>(1) 金利表示ボード等、ハード面の制約がある店内限りの表示の場合には、「年利」である旨の表示を省略できるものとする（この場合も、年利以外の利率や利回りを表示する場合には種別を表示する）。</p> <p>(2) 預貯金等は表示位未満切り捨て、貸出は表示位未満切り上げとし、表示桁数には制限を設けない。</p>

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>[利回り換算] (5) 利回りに換算するのは、利息その他施行規則に定めるものに限ること。</p>	<p>(利回り換算) 第11条 規約第10条第5号に規定する「その他施行規則に定めるもの」は、給付補填金、売買損益、為替差損益、キャッシュバックその他顧客が金銭により受け取ることができるものとする。</p>	<p>(3) 商品券、株券、債券その他の有価証券、割引券、物品その他金銭以外のもので受け取るものは、利回りに換算してはならない。</p>
<p>[不確定部分] (6) 表示金利が将来発生するか否かが不確定な事象によって決まる場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。</p>	<p>(不確定部分) 第12条 規約第10条第6号に規定する「その他施行規則に定める事項」は、表示金利の内訳（確定部分と不確定部分の別）とする。</p>	<p>(4) 「表示金利が将来発生するか否かが不確定な事象によって決まる場合」とは、懸賞その他の偶然性によって適用金利が変わることをいう。 * 上記「その他の偶然性」によって金利が変わると、例えば、一定の野球チームが優勝した場合に預入者全員の金利を上乗せする場合をいう。</p>
<p>[将来の試算] (7) 金利に関して仮定に基づく将来の試算を表示する場合には、試算である旨を明りょうに表示するとともにその仮定条件その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。</p>	<p>(将来の試算) 第13条 規約第10条第7号に規定する「その他施行規則に定める事項」は、次に掲げるものとする。 金利又は為替相場等が有利な方向に変動するとの仮定条件に基づく試算を表示する場合には、それとは反対方向に変動するとの仮定条件に基づく試算</p>	<p>(5) 例えば、金利が変動しないと仮定する場合にはその旨、再投資利回りを表示する場合において再投資利率が当初預入時点において確定していない場合（例えば、国債定期口座）には想定した再投資利率を表示する。</p>
<p>[過去の実績] (8) 金利に関して過去の実績を表示する場合には、その旨その他施行規則に定める事項を併せて表示すること。</p>	<p>(過去の実績) 第14条 規約第10条第8号に規定する「その他施行規則に定める事項」は、表示した実績は将来を約束するものではない旨とする。</p>	<p>(6) 例えば、変動金利貸出において金利が低下すると仮定して返済額の試算を表示する場合には、これとは逆に金利が上昇すると仮定した場合の試算も表示する（同様に、外貨預金について円安になると仮定して試算する場合には、逆に円高になると仮定した場合の試算も表示する）。</p> <p>(7) 金利・為替といったマーケットの動向のほか、例えば、個々の金融商品の過去1年間の売買損益や為替差損益等の過去の実績を利回り等により表示する場合には、表示内容が過去の実績であり、将来を約束しない旨を表示する。</p> <p>(8) 例えば、単位型の実績配当商品の場合には、「上記は過去に設定したユニットの実績であり、今回お申し込みいただけるユニットの利回りを約束するものではありません。」等、異なるユニットの実績を表示している旨を併せて表示する。</p>
<p>(特定用語の使用基準) 第11条 銀行は、金融商品等に関する次の各号に掲げる用語を使用するに当たっては、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 最上級その他の序列を意味する用語 「最高」、「最低」、「最良」、「最大」、「最小」、「日本一」、「第1位」、「ナンバーワン」、「一番」等業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること。</p> <p>(2) 唯一性を意味する用語 「我が国初」、「銀行界で初めて」、「当行だけ」等業界における唯一性を直接に意味する用語は、その主張する内容が客観的に実証されている場合にのみ使用すること。</p>	<p>(特定用語の使用基準) 第15条 銀行は、規約第11条に規定する用語を使用するに当たっては、その主張する内容を客観的に実証するためのデータ等に基づいて行うとともに、これを保有しておかなければならぬ。また、規約第15条の規定に基づく調査があった場合にはこれを提出しなければならぬ。</p> <p>2 規約第11条第1号の規定にかかわらず、特定の相手方との比較を表示する場合又は金融商品の金利に関して最上級その他の序列を表示する場合には、規約第12条に定めるところによるものとする。</p>	

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>(比較広告の表示基準)</p> <p>第12条 銀行は、金融商品等に関する広告において、他者の金融商品等との比較を表示する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(2) 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。</p> <p>(3) 比較の方法が公正であること。</p>	<p>(比較広告の表示基準)</p> <p>第16条 規約第12条の条件を満たしているか否かは、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(昭和62年4月21日公正取引委員会事務局)に照らして判断するものとする。ただし、金融商品の金利に関する比較広告にあっては、次条から第19条に定めるところによるものとする。</p> <p>2 前条第1項の規定は、比較広告(前項ただし書に規定する比較広告を含む。)の実証について準用する。</p> <p>(金利に関する比較広告の特例-実証性の要件-)</p> <p>第17条 規約第12条第1号に規定する「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」とは、金融商品の金利に関する比較広告にあっては、次の各号の条件を満たしていることをいうものとする。</p> <p>(1) 自己又は他者の金融商品が変動金利である等のために、満期日又は完済日までの間の有利性が広告作成の時点において確定していない場合には、次の事項を表示すること。 ア 表示金利が逆転する可能性がある場合にはその旨 イ 表示金利が逆転する可能性はないが、表示した金利差が縮小する可能性がある場合にはその旨</p> <p>(2) 過去の実績をもって比較する場合には、その旨及び将来を約束するものではない旨を表示すること。</p> <p>(3) 比較に当たって仮定条件がある場合には、その条件の内容及び条件が変われば結果も変わることを表示すること。とくに、金利又は為替相場等が自己の金融商品に有利な方向に変動するとの仮定条件を用いている場合には、それとは反対方向に変動すると仮定した場合の結果についても併せて表示すること。</p> <p>(4) 比較対照する金利が架空のものではなく、実在すること。</p>	<p>《施行規則第17条関係》</p> <p>(1) 自己の商品と他者の商品とを単に併記する場合(いざれが有利であるかを表示するか否かを問わない)も、比較広告となる。</p> <p>(2) 変動金利貸出について貸出実行後に金利が低下すると仮定して返済額を表示して比較したり、ドル建預金について円安になると仮定して円換算利息額を表示して比較する場合には、相場が逆に動いた場合の結果について表示する。</p> <p>(3) 「A銀行」等の匿名で比較してもさしつかえないが、この場合は一般消費者からの照会があれば該当する金融機関名を明らかにするものとする。</p>

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
	<p>(金利に関する比較広告の特例-具体性の要件-)</p> <p>第18条 規約第12条第2号に規定する「実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること」とは、金融商品の金利に関する比較広告にあっては、次の各号の条件を満たしていることをいうものとする。</p> <p>(1) 直近かつ同一時点の相互の金利を正確かつ適正に表示すること。</p> <p>(2) 相互の金融商品について規約第5条又は第6条に規定するところにより金利を表示する場合の必要表示事項を表示すること。</p> <p>(金利に関する比較広告の特例-公正性の要件-)</p> <p>第19条 規約第12条第3号に規定する「比較の方法が公正であること」とは、金融商品の金利に関する比較広告にあっては、次の各号の条件を満たしていることをいうものとする。</p> <p>(1) 商品性の異なる金融商品と比較する場合は、相互の商品性の相違点を公正に表示すること。</p> <p>(2) 預入等又は貸出の期間を同一とすること。</p> <p>(3) 預入等又は貸出の金額を他者の金融商品の金額の定めの範囲内で同一とすること。</p> <p>(借換え・預換え広告の特例)</p> <p>第20条 借換え広告にあっては、第17条、前条第1号のほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 他者の既存貸出の金利、残存期間、残債金額を例示するとともに、この残債金額を自己の新規貸出によって借換えた場合における金利、返済期間、返済金額を例示すること。</p> <p>(2) 自己の金融商品について規約第6条の規定するところにより金利を表示する場合の必要表示事項を表示すること。</p> <p>(3) 借換えに当たって必要となる費用（登記手数料、保証料、印紙代等）の金額又は料率を表示すること。</p> <p>2 前項の規定は、預貯金等の預換えの広告に準用するものとする。</p> <p>(自行内比較の特例)</p> <p>第21条 銀行が自己の提供する金融商品を相互に比較した広告を行う場合には、第17条の規定によるほか、自行内比較である旨を表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、銀行が他者の金融商品の取次ぎを行う場合について準用する。</p>	<p>《施行規則第18条関係》</p> <p>(1) 「直近かつ同一時点」とは、自己の商品と他者の商品について、同一時点で比較可能な金利で、かつ最新の金利をもって比較するという趣旨である。</p> <p>(2) 「直近かつ同一時点」で比較したうえで、「過去の同一時点」の比較を併せて表示することはできる。また、「直近の同一時点」で比較したうえで、自己の商品についてより最新の金利を併記することもできる。</p> <p>(3) 「相互の金利を正確かつ適正に表示」したとはいえない例を挙げると次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 自己の預貯金等の利回りと他者の預貯金等の利率を比較する等異なる基準で金利を比較することにより、自己の商品を実際よりも有利であると誤認させる場合 イ. 他者の預貯金等について当該他者が通常表示している桁数を切り捨てて表示することにより、自己の金融商品を実際よりも有利であると誤認させる場合 <p>(4) 「銀行界最高の利回り」等最上を意味する用語を使用する場合には、少なくとも2番目の金利を表示して比較する。</p> <p>(5) 自己の商品の必要表示事項を表示したうえで、他者の商品との相違点を表示する。</p> <p>(6) 「説明書」を店頭に備え置くか、又は「説明書」と同様の内容をインターネット上のホームページにも明示することを条件に、媒体に応じ必要表示事項の省略ができる。この場合は、「詳しくは店頭の説明書で」、「詳しくはホームページの説明書で」等と表示し、店頭で自己の商品と他者の商品の説明書（又は説明書記載事項に関して自己の商品と他者の商品の異なる点を列挙した画面）を交付する準備を整える、又はインターネット上のホームページで明示しておけば足りる。</p> <p>(7) 「全国銀行の平均金利」等一定のグループを比較対象とする場合には、その商品性の代表例を表示するとともに、「金融機関により商品性が異なる」旨を表示する。</p> <p>(8) 店舗内のポスター等、必要表示事項の対象外となる場合（規約第5条～第9条関係の運用基準（1）を参照）であっても、比較広告に関しては必要表示事項の対象とする。この場合、媒体の種類を「放送媒体」とみなして扱う。</p> <p>《施行規則第19条関係》</p> <p>(1) 「公正に表示する」とは、例えば、預貯金等にあっては安全性、流動性、収益性の観点から一般消費者の商品選択に影響を与える可能性があると客観的に認められる重要な事項について、自己の商品の有利な点だけでなく、他者の商品の有利な点についても、公正に表示することをいう。</p> <p>(2) 「期間を同一とする」とは、商品性としての期間が同一であることではなく、一般消費者の資金運用・調達期間を同一のものとして比較することをいう。</p> <p>この要件を満たすもの（○印）と満たさないもの（×印）を例示すると次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 「3年定期を1年で中途解約」相互…○ イ. 「3年定期」VS「1年定期を2回自動継続して3年間運用」…○ ウ. 「3年定期」VS「5年定期を3年で中途解約」…○ エ. 「3年定期」VS「1年定期」…× <p>(3) 「金額の定め」とは、商品性としての預入金額の定めのほか、例えば、1,000万円預入する場合にはスーパー定期ではなく、大口定期で受け入れるといったような当該金融機関の通常の取り扱いとしての金額の定めも含まれる。</p> <p>《施行規則第20条（3）関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用は例示としても差し支えない。ただし、その場合には当該貸出の通常の借入条件に照らして合理的な例示とする。 <p>《施行規則第21条関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の商品を単に併記することは、比較広告とはならない。しかし、自己の特定の商品を他の特定の商品と比較して推奨する場合には、比較広告となる。

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第13条 銀行は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 利息その他の収益性について、表示の時点において確定しているものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示、その他預貯金等の収益性に関して誤認されるおそれのある表示</p> <p>(2) 実際には預金保険制度の適用又は元本保証がないにもかかわらず、あたかもこれがあるかのように誤認されるおそれのある表示、その他預貯金等の安全性に関して誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 実際には預入又は払出しに係る制限があるにもかかわらず、あたかもこれがないかのように誤認されるおそれのある表示、その他預貯金等の流動性に関して誤認されるおそれのある表示</p> <p>(4) 実際には自ら行っていない業務をあたかも行っているかのように誤認されるおそれのある表示、又は実際には業務提携を行っていないにもかかわらずあたかも行っているかのように誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) 自己の提供するサービス（他者との提携により提供するものを含む。）について、実際には手数料を徴収するにもかかわらず、無料で利用できるかのように誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 実際には適用しない金利又は手数料（表示直前の相当期間実際に適用していた金利又は手数料を除く。）を比較対照価格とすることにより、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 実際には取引する意思がないと認められる金融商品又はサービスについて、取引できると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 金融商品等に関する具体的な情報を提供するためのものではなく、単に他者又はその金融商品等を陥れるため、殊更その欠点を指摘するような誹謗・中傷の表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実際のもの又は競争関係にある他者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示</p>		<p>《規約第13条関係》</p> <p>(1) 外貨預金について、試算した受取利息額を円貨で表示しているながら、想定元本額に応じた為替手数料相当額について具体的な表示がない場合は、不当表示に当たるおそれがある。ただし、想定元本額から想定元本額に応じた為替手数料を差し引いた受取額又は利息額から想定元本額に応じた為替手数料を差し引いた額のいずれかを表示している場合を除く（平成16年6月17日付公協通第12号参照）。</p> <p>(2) 据置期間、月間払出回数制限、即日換金不可、預入・払出し手数料（ATM手数料を除く）等がある場合には、「出し入れ自由」といった表示を注記なしに使用しない。</p> <p>(3) 次のいずれの場合も不当表示に当たるおそれがある。 ア. 実際には手数料がかかるにもかかわらず、あるいは無料で利用できるサービスの回数に制限があるにもかかわらず単に「無料」等と表示する場合（平成16年7月1日付公協通第16号参照） イ. 手数料を徴収するサービスについて、その内容や条件等を具体的に表示していながら、手数料について表示していない場合</p> <p>(4) 「実際には適用しない金利…を比較対照価格とする」には、例えば、実際には誰にも適用しない低い金利を店頭表示金利として表示しておき、「店頭表示金利に○%上乗せ」といった広告を行う場合も含まれる。</p> <p>(5) 「表示直前の相当期間」とは、金利の場合には、当該銀行が通常金利を変更する間隔（例えば1週間）をいう。</p> <p>(6) 「おとり広告に関する表示」（平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号）を参照。</p> <p>(7) 同一格付け機関の同一時点における自他の格付けを正確かつ適正に引用することは差し支えないが、「この金融機関は危ない」等と表示することは誹謗・中傷に当たる。 なお、記事等を使用する場合には媒体社の承諾を得ないと著作権法上の問題が生じる。</p> <p>(8) 金利に関して過去の実績を表示する場合に、自己に都合のいい期間やユニットの実績のみを作為的に取り上げて、実際よりも著しく有利であると誤認させる表示は、不当表示に当たるおそれがある。</p> <p>(9) 住宅ローンの広告において、団体信用生命保険の保険料相当分を実際の約定金利から差し引いた金利を「実質年金利」等としてあたかも約定金利であるかのように表示すると、不当表示に当たる（平成14年8月23日付公協通第25号参照）。</p> <p>(10) 打消し表示が分かりやすく適切に行われていない、強調表示と打消し表示が矛盾する等、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できることにより、金融商品又はサービスの内容や取引条件について、実際よりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合は、不当表示に当たるおそれがある（平成30年6月7日消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」参照）。</p>

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。 (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること。 (5) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (6) 関係官公庁との連絡に関すること。 (7) その他この規約の施行に関すること。 <p>(違反に対する調査)</p> <p>第15条 公正取引協議会は、第5条から第13条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 銀行は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない銀行に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わない者に対しては、除名処分とすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第16条 公正取引協議会は、第5条から第13条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った銀行に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従っていないと認められるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p>		

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
<p>(違反に対する決定)</p> <p>第17条 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採るうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該銀行に送付するものとする。</p> <p>2 前項の銀行は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該銀行に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第18条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成10年7月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この規約の施行日から3か月の間は、なお従前の例によることができるるものとする。</p> <p>3 この規約については、金融制度改革の進展等経済・社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを図るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、平成18年2月15日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>(運用基準の制定)</p> <p>第22条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、消費者庁長官及び公正取引委員会にあらかじめ届け出て運用基準を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この施行規則は、平成10年7月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この施行規則の施行日から3か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p> <p>3 この施行規則については、金融制度改革の進展等経済・社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを図るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この施行規則の変更は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公正取引委員会の承認があった日（平成13年2月23日）から6か月間は、なお従前の例によることができるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、平成18年2月15日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p>	

規 約	施 行 規 則	運 用 基 準
附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。	附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。	
附 則 この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。	附 則 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	

別表1 期間の定めのある預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項

表示する媒体の種類			放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕	運用基準
必要表示事項						
①	a 表示金利が適用されるために必要な預入等の期間		○	○		<ul style="list-style-type: none"> 表示金利の説明として、表示金利が適用されるために必要な預入等の期間を表示する。
	b 預入等の期間、据置期間、通知期間がある場合には、その期間			○		<ul style="list-style-type: none"> 商品性の説明として、預入等の期間、据置期間、通知期間に関する定めを表示する。
②	a 表示金利が適用されるために必要な預入等の金額（1万円未満の場合には、省略可）		○	○		<p>(1) 表示金利の説明として、表示金利が適用されるために必要な預入等の金額を表示する（当該金額が1万円未満の場合には省略可）。</p> <p>(2) ②bと異なり、最低預入金額を表示する必要はなく、表示金利が適用されるために必要な預入等の金額を例示すれば足りる（例えば、「年3.33%（500万円預入の場合）」）。</p>
	b 最低預入金額、預入単位、預入限度額がある場合には、その金額			○		<p>(1) 商品性の説明として、預入等の金額に関する定めを表示する（該当がなければ表示不要）。</p> <p>(2) ②aと異なり、当該金額が1万円未満（例えば、1円）の場合でも表示する。</p>
③	a 変動金利の場合には、その旨		○	○		<p>(1) 「変動金利」とは、預入等又は借入の時点から満期日又は約定返済日（これがない場合には払出日又は返済日）までの間に適用される利率の全部又は一部が、預入等又は借入の時点において確定していないことをいう。</p> <p>(2) 「変動金利」と「固定金利」を例示すると次のとおり。</p> <p>ア. フロア、キャップ、固定・変動ミックス、固定金利指定型は、金額又は期間の一部について利率が変動する可能性がある以上、「変動金利」である（表示方法については（3）を参照）。</p> <p>イ. 普通預金、貯蓄預金は、預入当初の金利が預入中に変わる可能性がある以上、「変動金利」である。</p> <p>ウ. 診断別段階金利型、ステップ返済型のように、満期日又は約定返済日までの間に利率が変更になる場合であっても、預入等又は借入の時点において変更後の利率が確定している場合は「固定金利」である。</p> <p>エ. 積立式定期預金等の積立型の預貯金等は、各回の積立について積立日から満期日又は払出日までの間に適用される利率が確定している限り、「固定金利」である。また、国債定期口座等の再投資型の預貯金等は、当初預入する預貯金等とその運用益を再投資する預貯金等の両方が固定金利である限り、「固定金利」である（表示方法については（4）を参照）。</p> <p>(3) 金額又は期間の一部について利率が変動する可能性がある場合（例えば上記（2）ア）の表示は次のとおりとする。</p> <p>ア. 「放送媒体」、「印刷媒体」における表示 例えば、固定金利指定型の場合には「借入期間によっては金利が変わることもあります。」等、少なくとも金額又は期間の一部について金利が変動する可能性がある旨を表示する。</p> <p>イ. 「説明書」における表示 具体例を挙げて金利が変動する可能性を表示する。 固定金利指定型の例：「固定金利指定型（5年）について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間（5年）に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。5年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することができますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります。」 変動金利型の例：「借入後の利率は基準利率（短期プライムレートに連動して決定される当行所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の変更回数は4月と10月で新利率はそれぞれ翌々月の約定返済分から適用します。」</p>
	b 変動金利の場合には、その旨及び金利変動の基準と頻度（金利変動の基準がない場合には、その旨）		○	*		<p>(4) 「固定金利」であるが、利回りが確定しない場合（例えば上記（2）エ）の表示は次のとおりとする。</p> <p>ア. 利回りを表示する場合 表示した利回りは確定したものではない旨を表示する。</p> <p>イ. 「説明書」における表示 確定利回りではない旨を表示する。</p> <p>(5) 「放送媒体」において「元本保証がない場合には、その旨」を表示する場合には、「変動金利の場合には、その旨」の表示を省略することができるものとする。</p> <p>(6) 「金利変動の基準がない場合」とは、例えば、信託商品等の実績配当型の商品をいう。</p>

表示する媒体の種類			放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕	運用基準
必要表示事項						
④ 元本保証がない場合には、その旨			○ *	○	○	(1) 「元本保証」とは、預入等の金額を満期時に全額返還する旨を約することをいう。なお、満期前に解約した場合については⑪bを参照。 (2) 「元本保証」をする者が当該銀行ではない場合（当該銀行の関連会社である場合を含む）には、その旨を併せて表示する（例えば、抵当証券の場合には「元本保証をするのは、当行ではなく、○○ファイナンスです。」）。
⑤ 元本割れの生じる可能性がある場合（④に該当する場合を除く。）には、その旨			○ *	○	○	(1) 「元本割れ」とは、預入等の金額より満期時までの払出金額が少額であることをいう。外貨ベースでは元本保証があるものの、円貨で計算した場合には預入額全額の払出しが受けられない場合もこれに当たる。TTTとTTBに差があることにより、為替相場（仲値）が変動しない場合であっても元本割れが生じる可能性がある場合には、併せてその旨を表示する。なお、満期前に解約した場合については⑪bを参照。 (2) 例えば、「為替差損が生じる可能性がある旨」の表示は、表示金利が目減りする可能性を表示しているにすぎず、「元本割れが生じる可能性がある旨」を表示したことにはならない。
⑥ 預金保険の対象でない場合には、その旨			○ *	○	○	
⑦ 外貨建ての場合には、通貨の名称			○	○	○	
⑧ 利回り、利息額又は元利合計額を表示する場合には、その計算根拠			○	○	○	(1) 複利商品の利回りを表示する場合には、計算根拠として適用利率及び「半年複利」等の付利方式を表示する。 (2) 売買損益、為替差損益を含めた利回りを表示する場合には、上記に加え、売買価格、為替レートを表示する。 (3) 利息額、元利合計額を表示する場合には、上記に加え、想定元本金額を表示する。
⑨ 利息の計算方法（付利単位を含む。）					○	・ 例えば、「付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算」等と表示する。
⑩ 利払いの頻度（中間利払いの料率を含む。）					○	・ 中間利払いの回数、料率（例えば、約定利率の70%）、利払時点等を表示する。
a 表示金利が税引前であるか、税引後であるかの別			○			
⑪ b 税引後の金利				○		(1) 税引後の金利を利回りで表示する場合には、税引後の利率の表示は要しないものとする。 (2) 次に掲げる場合には、「金利は税引前であり、利息には20%の税金がかかります。」等と表示すれば足りるものとする。 ア. 利回りが確定しない場合（外貨建てベースでは利回りが確定するが、円建てベースで利回りが確定しない場合を含む。） イ. 物理的に困難な場合（例えば、5つ以上の金利を一覧表形式で表示する場合、過去の実績や将来の試算をグラフ等で表示する場合をいう。） (3) 分離課税ではない場合には、課税方式を表示すれば足りるものとする。 (4) 納税準備預金、マル優専用商品については、税引後の金利の表示は要しないものとする。 (5) 例えば、為替差益を含めた利回りの実績を表示する場合には、利子課税の税率と為替差益にかかる課税方式の両方を表示する。
c 税金に関する簡単な説明					○	・ 「税金に関する簡単な説明」とは、次に掲げる事項をいう。 ア. 利子等、売買損益、為替差損益にかかる課税方式の名称 イ. 分離課税の場合には税率 ウ. 複利商品で、元加のたびに課税される場合にはその旨 エ. マル優の対象にならない場合にはその旨

表示する媒体の種類		放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕	運用基準
必要表示事項					
(12)	a 商品性に組み込まれた手数料（⑬、⑭、⑮の手数料を除く。）がある場合には、 その旨				(1) 「商品性に組み込まれた手数料」に含まれるものと含まれないものを例示すると次のとおり。 ア. 含まれるもの i. 一定の残高を下回る場合にかかる口座維持手数料 ii. 純金積立の口座管理手数料 iii. 国債定期口座の保護預り手数料 iv. その他預貯金等の預入又は払出しの際にかかる取引手数料 イ. 含まれないもの i. C D・A T Mの利用手数料（ただし、施行規則第10条に規定する体制をとるものとする。） ii. 中途解約の際にかかる手数料（⑯で表示する）
	b 商品性に組み込まれた手数料（⑬、⑭、⑮の手数料を除く。）がある場合には、 その旨及びその金額又は料率				(2) 手数料の金額又は料率を一律に表示できない場合には、手数料がかかる旨及び照会方法（「詳しくは店頭で」等）を説明書に表示したうえで、施行規則第10条に規定する体制をとるものとする。
a	中途解約手数料又は中途解約利率が適用される可能性がある場合（預入等からの期間によって異なる手数料又は金利が適用される可能性がある場合を含む。）には、その旨及びその金額又は料率			○	(1) 「中途解約」には、中途換金を含む。 (2) 「中途解約手数料又は中途解約利率」は、預入期間によって掛目等が異なる場合には、各預入期間毎に表示する。「中途解約」という用語を使用していない場合（預入期間別の金利設定）も同様に扱う。 (3) ここで「元本割れ」とは、元本保証のある預貯金等について「中途解約時までの預入金額の累計」より「中途解約時までの払出金額の累計（利払を含み、中途解約手数料を除く）」の方が少額であることをいう。
(13)	b 中途解約すると元本割れが生じる可能性がある場合（④に該当する場合を除く。）には、その旨			○	(4) ここで「中途解約できない」には、次のものが含まれる。 ア. 中途解約が全くできない場合（当該預貯金等の中途解約に代えて当該預貯金等を担保として貸出を行う場合を含む） イ. 印刷媒体と説明書には「中途解約できない」と表示するが、強い希望があればその時点で中途解約の効果を説明したうえで例外的に中途解約に応じることがある場合
	c 中途解約できない場合には、その旨				(5) ここで「中途解約できない」には、「原則として中途解約できません」等、例外的に中途解約できる旨を表示又は暗示している場合を含まない。ただし、この場合には、説明書には、例外的に中途解約する場合の効果（⑩ a 又は⑩ b）を併記するものとする。 説明書の表示例：「この預金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、以下の中途解約利率を適用します。……」
(14)	外貨預金を円貨で預け入れる場合に適用される為替相場と公示仲値との差及び払い出す場合に適用される為替相場と公示仲値との差			○ ○	(1) 例えば、「円をドルにする際（預入時）及びドルを円にする際（払出時）は手数料（1ドルあたり片道○円（往復○円））がかかります。」、「預入時に適用するT T S（円貨から外貨への換算相場）と払出時に適用するT T B（外貨から円貨への換算相場）には○円の差があり、お客様のご負担となります。なお、T T SとT T Bは為替相場の変動に伴って変わります。」等と表示する。 (2) 受取利息額を試算して円貨で表示する場合には、適用相場と公示仲値の差に加え、以下のいずれかを表示する。 ア. 想定元本額に応じた為替手数料の合計額 イ. 想定元本額から想定元本額に応じた為替手数料を差し引いた受取額 ウ. 利息額から想定元本額に応じた為替手数料を差し引いた額
(15)	外貨預金を外貨で預け入れ・払い出す場合にかかる取扱手数料			○ ○	・ 原則として、複数通貨の外貨預金の金利を表示している場合には、表示している外貨預金の運用通貨で預け入れ又は払い出した場合の手数料を全て表示することとする。印刷媒体の場合はいずれか1種類以上の運用通貨の手数料を表示することでもよい。ただし、一部通貨の手数料のみを表示する場合には、少なくとも「他通貨の取扱手数料は異なる」旨、併せて表示する。
(16)	自動継続の取扱いの有無			○	・ 例え、「満期日以後の利息は、解約又は書替継続をした日における普通預金利率により計算します。」等と表示する。
(17)	満期日以後の利息の有無及び料率			○ ○	

表示する媒体の種類			放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕	運用基準
必要表示事項						
⑯ 表示有効期限又は基準期日			○	○	○	(1) 「平成10年7月15日現在」、「表示有効期限平成10年9月20日」、「募集期間平成10年12月1日～11年1月末」、「平成10年7月作成（表示内容が7月1日から有効な場合に限る）」等、基準となる日付又は有効期限を表示する。 (2) インターネット上のホームページにあっては、金利を表示したページに表示するものとする（トップページの日付だけでは不可）。 (3) テレビ、ラジオ又は日刊新聞において、表示の時点において現に有効である金利等を表示する場合には、基準期日（本日現在有効である旨）の表示を省略できるものとする。
⑰ 説明書の入手方法			○	○		(1) 例えば、「店頭に説明書をご用意しています。」、「説明書をお送りします。」、「詳しくはインターネット上のホームページの説明書で」等、説明書の入手方法がわかるように表示する。なお、モバイル・バンキングで取り扱っている金融商品について、連絡先及び時間帯を明示している場合には、例えば、「詳しくは△△-○○○○-××××」等と「説明書」欄の○印の項目に関する問い合わせに対応できる連絡先を表示する。 (2) 説明書を「パンフレット」、「チラシ」、「資料」等と言い換えて表示してはならない。 ・ 例えば、「金利は店頭の金利表示ボードに表示しています」、「金利については窓口でお問い合わせください」、「金利についてはテレホンサービスをご利用ください」、「金利についてはインターネット上のホームページをご覧ください」等と表示する。
⑱ 金利情報の入手方法					○	(1) 「上記『説明書』欄の○印の項目を8ポイント以上の活字で記載した書面を店頭に備え置き、一般消費者の求めに応じて交付する」場合について ア. 「説明書」は、一つの金融商品について最低1種類用意し、一般消費者の求めに応じて店頭等で交付する体制を整備すること（交付するのは説明書のコピーでもよい。また、説明書の交付方法は問わないが（郵送等も可）、少なくとも店頭には説明書を用意しておかなければならぬ）。 イ. 「説明書」は、名称の如何を問わない。 (2) 「説明書」とパンフレットの関係について ア. 金融商品の全てのパンフレットが「説明書」の要件を満たす必要はない（例えば、自己の主要商品を一覧して比較できるように作成したパンフレットに「説明書」の必要表示事項を全て表示する必要はない）。 イ. パンフレットに金利が表示されている場合には、「印刷媒体」に係る必要表示事項を表示しなければならない。 (3) モバイル・バンキングの場合には、取り扱っている金融商品について、「説明書」欄の○印の項目に関する問い合わせに対応できる連絡先及び時間帯を明示することでも足りる。 (4) インターネット・バンキングのみで取り扱っている金融商品については、店頭に「説明書」を備え置かないこととしても差し支えない。

(注) 必要表示事項は次のとおりとする。

- (1) 上記「説明書」欄の○印の項目を日本工業規格Z 8305(1962)（以下「JIS」という。）に規定する8ポイント以上の活字で記載した書面を店頭に備え置き、一般消費者の求めに応じて交付するとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目
 - ア. 放送媒体による表示の場合には、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）
 - イ. 印刷媒体による表示の場合には、上記「印刷媒体」欄の○印の項目
- (2) 上記(1)の条件を満たさない場合には、⑯、⑰を除く全ての項目

別表2 期間の定めのない預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項

必 要 表 示 事 項	表 示 す る 媒 体 の 種 類			運 用 基 準
	放 送 媒 体	印 刷 媒 体	[説 明 書]	
① a 表示金利が適用されるために必要な据置期間がある場合には、その期間	○	○		(1) 表示金利の説明として、表示金利が適用されるために必要な据置期間を表示する（該当がなければ表示不要）。
① b 据置期間、通知期間がある場合には、その期間		○		(2) ①bと異なり、最低据置期間を表示する必要はなく、表示金利が適用される据置期間の例示で足りる（例えば、「年3.33%（15日間据え置いた場合）」）。
② a 預入等からの期間によって異なる金利が適用される場合には、その旨		○		・ 商品性の説明として、据置期間、通知期間に関する定めを表示する（該当がなければ表示不要）。
② b 預入等からの期間によって異なる金利が適用される場合には、その旨及び各期間区分		○		・ 期間別段階金利方式の場合の規定である。
③ a 表示金利が適用されるために必要な預入等の金額（1万円未満の場合には、省略可）	○	○		・ 別表1の②を参照。
③ b 最低預入金額、預入単位、預入限度額がある場合には、その金額		○		・ 金額階層別段階金利方式の場合の規定である。
④ a 残高の多寡によって異なる金利が適用される場合には、その旨		○		・ 別表1の③を参照。
④ b 残高の多寡によって異なる金利が適用される場合には、その旨及び各金額階層		○		・ 別表1の④を参照。
⑤ 変動金利の場合には、その旨	○ *	○	○	・ 別表1の⑤を参照。
⑥ 元本保証がない場合には、その旨	○ *	○	○	・ 預金保険の対象であるが全額保護の対象でない場合（預金保険法第51条の2にかかる決済用預金以外のものである場合）には、その旨を表示する。
⑦ 元本割れの生じる可能性がある場合（⑥に該当する場合を除く。）には、その旨	○ *	○	○	
⑧ 預金保険の対象でない場合には、その旨	○ *	○	○	
⑨ 外貨建ての場合には、通貨の名称	○	○	○	
⑩ 利回り、利息額又は元利合計額を表示する場合には、その計算根拠	○	○	○	(1) 計算根拠として適用利率、想定運用期間、「毎月支払われた利息を引き出さないと仮定した場合」等の前提条件を表示する。 (2) 売買損益、為替差損益を含めた利回りを表示する場合には、上記に加え、売買価格、為替レートを表示する。 (3) 利息額、元利合計額を表示する場合には、上記に加え、想定元本金額を表示する。
⑪ 利息の計算方法（付利単位を含む。）			○	・ 例えば、「毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算」等と表示する。
⑫ 利払いの頻度			○	・ 例えば、「毎年2月と8月に実施」等と表示する。

表示する媒体の種類		放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕
必要表示事項				
a	表示金利が税引前であるか、税引後であるかの別	<input type="radio"/>		
⑬ b	税引後の金利		<input type="radio"/>	
c	税金に関する簡単な説明			<input type="radio"/>
a	商品性に組み込まれた手数料（⑯、⑰、⑱の手数料を除く。）がある場合には、その旨		<input type="radio"/>	
⑭ b	商品性に組み込まれた手数料（⑯、⑰、⑱の手数料を除く。）がある場合には、その旨及びその金額又は料率			<input type="radio"/>
a	預入又は払出しの回数、金額又は方法等に制限がある場合には、その旨		<input type="radio"/>	
⑮ b	預入又は払出しの回数、金額又は方法等に制限がある場合には、その内容			<input type="radio"/>
a	据置期間内に解約すると手数料等が適用される可能性がある場合には、その旨及びその金額又は料率			<input type="radio"/>
⑯ b	据置期間内に解約すると元本割れが生じる可能性がある場合（⑥に該当する場合を除く。）には、その旨			<input type="radio"/>
c	据置期間内に解約できない場合には、その旨		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑰	外貨預金を円貨で預け入れる場合に適用される為替相場と公示仲値との差及び払い出す場合に適用される為替相場と公示仲値との差		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑱	外貨預金を外貨で預け入れ・払い出す場合にかかる取扱手数料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑲	表示有効期限又は基準期日	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑳	説明書の入手方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
㉑	金利情報の入手方法			<input type="radio"/>

(注) 必要表示事項は次のとおりとする。

- (1) 上記「説明書」欄の○印の項目をJISに規定する8ポイント以上の活字で記載した書面を店頭に備え置き、一般消費者の求めに応じて交付するとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目
 - ア. 放送媒体による表示の場合には、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）
 - イ. 印刷媒体による表示の場合には、上記「印刷媒体」欄の○印の項目
- (2) 上記(1)の条件を満たさない場合には、㉑、㉒を除く全ての項目

運用基準
• 別表1の⑪を参照。
• 別表1の⑫を参照。
• ATMによる1日又は1回当たりの払出金額の制限を除く。
• 別表1の⑬を参照。
• 別表1の⑭を参照。
• 別表1の⑮を参照。
• 別表1の⑯を参照。
• 別表1の⑰を参照。
• 別表1の⑱を参照。
• 別表1の⑲を参照。
• 別表1の㉑を参照。
• 別表1の（注）を参照。

別表3 証書貸付の金利を表示する場合の必要表示事項

表示する媒体の種類			放送媒体	印刷媒体	説明書	運用基準
必要表示事項						
①	a 表示金利が適用される貸出の完済までの貸出期間		○	○		(1) 表示金利の説明として、表示金利が適用される貸出を全額返済するまでの約定貸出期間を表示する。 (2) ①bと異なり、最短貸出期間、最長貸出期間を表示する必要はなく、表示金利が適用される貸出期間の例示で足りる(例えば、「年5.55%（10年返済の場合）」)。
	b 最短貸出期間、最長貸出期間がある場合には、その期間			○		・ 商品性の説明として、貸出期間に関する定めを表示する（該当がなければ表示不要）。
②	a 表示金利が適用される貸出金額		○	○		(1) 表示金利の説明として、表示金利が適用される貸出金額を表示する。 (2) ②bと異なり、最低貸出金額、貸出限度額を表示する必要はなく、表示金利が適用される貸出金額の例示で足りる(例えば、「年5.55%（1,000万円借入の場合）」)。
	b 最低貸出金額、貸出金額の単位、貸出限度額がある場合には、その金額			○		・ 商品性の説明として、貸出金額に関する定めを表示する（該当がなければ表示不要）。
③	a 変動金利の場合には、その旨	○*	○			・ 別表1の③を参照。
	b 変動金利の場合には、その旨及び金利変動の基準と頻度			○		
④	a 借入れからの期間によって異なる金利が適用される場合には、その旨		○			・ 「借入からの期間によって異なる金利が適用される場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。 ア. 貸出期間20年の貸出で、当初5年間は3%、残り15年間は5%の金利を適用する旨が借入当初に決まっている場合（なお、この場合は固定金利として扱う） イ. 「短プラ+2%」の変動金利貸出で、当初1年間は「短プラ+1%」の割引金利を適用する場合
	b 借入れからの期間によって異なる金利が適用される場合には、その旨及び各期間区分			○		
⑤	借入資格（収入、年齢等）			○		・ 「借入資格」とは、収入、年齢、生命保険への加入、保証会社の保証を受けられること等をいう。
⑥	資金使途の制限がある場合には、その内容			○		
⑦	a 土地・建物等に担保を設定する場合には、その旨		○			・ 「土地・建物等に担保を設定する場合」とは、不動産、動産、有価証券に担保を設定することが表示金利の条件となっていることをいう。
	b 担保に関する簡単な説明			○		・ 「担保に関する簡単な説明」とは、次に掲げるものをいう。 ア. 不動産、動産、有価証券に担保を設定する場合（保証会社が担保を設定する場合を含む）には、その旨 イ. 保証会社の保証（保証料を銀行が負担する場合を含む）その他の保証人が必要な場合には、その旨 ウ. 火災保険等に質権を設定する場合には、その旨
⑧	利息額又は返済額を表示する場合には、その計算根拠	○	○	○		(1) 計算根拠として適用利率、想定した貸出の期間・金額、返済方式等を表示する。 (2) ここでの「返済額」には、毎月返済額の例示や総返済額の例示が含まれる。
⑨	返済の方式と頻度			○		・ 元利均等返済、元金均等返済、元金据置返済、ステップ返済等の返済方式の別とその簡単な説明、及び毎月返済、ボーナス返済併用等の返済の頻度を表示する。元本と利息で異なる場合には、その違いも表示する。
⑩	返済試算額の入手方法		○	○		・ 「店頭やホームページで返済額を試算する」旨を表示し、店頭等では過去の適用金利の推移を提示する体制を整備するとともに、顧客が申し出た条件にしたがった返済額を試算する（適用金利が将来上昇した場合の返済額の試算を必ず含める。保証料その他の費用も顧客が申し出た条件にしたがって試算する）。
⑪	金利変動とは異なる基準と頻度で返済額が変更になる可能性がある場合には、返済額変更の基準と頻度（未払利息が発生する可能性がある場合には、最終返済回の取扱いを含む。）			○		・ 金利見直し半年毎、返済額見直し5年毎、返済額見直しの基準1.25倍以内の元利均等返済の場合の表示例 「利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額を変更しません。返済額の見直しは5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日までにお申し出いただければ期間の延長もできます。」

表示する媒体の種類		放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕
必要表示事項				
⑫	信用供与に際し、保証料、手数料等がかかる場合（表示金利に含まれている場合を除く。）には、その旨及びその金額又は料率		○	○
a	返済条件を変更すると手数料がかかる可能性がある場合には、その旨		○	
⑬ b	返済条件を変更すると手数料がかかる可能性がある場合には、その旨及びその金額又は料率			○
⑭	表示有効期限又は基準期日	○	○	○
⑮	説明書の入手方法	○	○	
⑯	金利情報の入手方法			○

(注) 必要表示事項は次のとおりとする。

- (1) 上記「説明書」欄の○印の項目を J I S に規定する 8 ポイント以上の活字で記載した書面を店頭に備え置き、一般消費者の求めに応じて交付するとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目
 - ア. 放送媒体による表示の場合には、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）
 - イ. 印刷媒体による表示の場合には、上記「印刷媒体」欄の○印の項目
- (2) 上記(1)の条件を満たさない場合には、⑮、⑯を除く全ての項目

運用基準
<p>(1) 「保証料」の金額又は料率の表示は、特定の貸出期間と金額についての徴収金額の例示で足りるものとし、その場合は次によるものとする。</p> <p>ア. 例示である旨を表示すること</p> <p>イ. 例示は一つで足りるが、住宅ローンの場合には「保証料162,500円（借入期間20年で1,000万円借りた場合の例）」とする等、当該貸出の通常の借入条件に照らして合理的な例示とすること</p> <p>ウ. 上記にかかわらず、貸出期間と金額を例示して返済額等を表示している場合には、当該条件に合った保証料を表示すること</p> <p>(2) 「手数料等」には、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料は含まない。</p> <p>(3) 担保査定手数料等、金額又は料率を一律表示できない手数料等（貸出金額に応じて徴収するものを除く）の表示は、実費を徴収する旨の表示で足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部線上返済、一括線上返済、毎月の返済額の変更、変動金利から固定金利への変更その他の返済条件の変更に係る手数料について表示する。 ・ 別表 1 の⑩を参照。 ・ 別表 1 の⑪を参照。 ・ 別表 1 の⑫を参照。 ・ 別表 1 の（注）を参照。

別表4 極度貸付の金利を表示する場合の必要表示事項

表示する媒体の種類			放送媒体	印刷媒体	説明書
必要表示事項					
① a 表示金利が適用される貸出金額又は極度額		○	○		
② b 極度額の種類				○	
c 最低貸出金額、貸出金額の単位がある場合には、その金額				○	
③ a 極度額又は借入残高の多寡によって異なる金利が適用される場合には、その旨		○			
④ b 極度額又は借入残高の多寡によって異なる金利が適用される場合には、その旨及び各金額階層				○	
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ 变動金利の場合には、その旨	○ *	○	○		
④ 借入資格（収入、年齢等）				○	
⑤ 資金使途の制限がある場合には、その内容				○	
⑥ a 土地・建物等に担保を設定する場合には、その旨		○			
b 担保に関する簡単な説明				○	
⑦ 利息額又は返済額（⑩に該当する場合を除く。）を表示する場合には、その計算根拠	○	○	○		
⑧ 利息の計算方法（付利単位を含む。）				○	
⑨ 返済の方式と頻度				○	
⑩ 最低返済額の定めがある場合には、その旨及びその金額又は料率				○	
⑪ 信用供与に際し、保証料、手数料等がかかる場合（表示金利に含まれている場合を除く。）には、その旨及びその金額又は料率		○	○		
運用基準					
<p>(1) 表示金利の説明として、表示金利が適用される貸出金額（実際に借り入れる金額）又は極度額（借り入れができる枠）を表示する。</p> <p>(2) ①b、①cと異なり、最低の貸出金額又は極度額を表示する必要はなく、表示金利が適用される貸出金額又は極度額の例示で足りる（例えば、「年8.88%（極度額50万円コースの場合）」）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品性の説明として、10万円コース、50万円コース、100万円コースといった極度額の種類を表示する。 商品性の説明として、極度額の種類毎の貸出金額に関する定めを表示する。 					
<p>(1) 計算根拠として適用利率、想定した貸出の期間・金額、想定した返済パターン等を表示する。</p> <p>(2) ここでの「返済額」には、「毎月1万円の10回払い」といったような総返済額が分かるような例示を含み、「毎月の返済額は最低1万円」といったように単に毎月の最低返済額を表示する場合を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、「毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算」等と表示する。 元金定額リボルビング、元利定額リボルビング、定率リボルビング、残高スライド方式、ハイバランス方式等の返済方式の別とその簡単な説明を表示する。元本と利息で異なる場合には、その違いも表示する。 					
<p>(1) 残高スライド方式の場合の例 「借入残高に応じて毎月の最低返済額が変わります。 前月5日の借入残高が10万円未満の場合……最低返済額5,000円 前月5日の借入残高が50万円未満の場合……最低返済額10,000円」</p> <p>(2) 極度額の種類によって異なる場合の例 「借入のコースによって毎月の返済額が異なります。 極度額50万円コースの場合……最低返済額1万円 極度額100万円コースの場合……最低返済額2万円」</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表3の⑫を参照。 					

表示する媒体の種類		放送媒体	印刷媒体	〔説明書〕
必要表示事項				
⑫	表示有効期限又は基準期日	○	○	○
⑬	説明書の入手方法	○	○	
⑭	金利情報の入手方法			○

(注) 必要表示事項は次のとおりとする。

(1) 上記「説明書」欄の○印の項目を J I S に規定する 8 ポイント以上の活字で記載した書面を店頭に備え置き、一般消費者の求めに応じて交付するとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目
 ア. 放送媒体による表示の場合には、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）
 イ. 印刷媒体による表示の場合には、上記「印刷媒体」欄の○印の項目

(2) 上記(1)の条件を満たさない場合には、⑬、⑭を除く全ての項目

運用基準
・ 別表 1 の⑯を参照。
・ 別表 1 の⑰を参照。
・ 別表 1 の⑲を参照。
・ 別表 1 の(注)を参照。

別表5 景品類の内容を表示する場合の必要表示事項

表示する媒体の種類		放送媒体	印刷媒体	〔店内表示〕	運用基準
必要表示事項					
① a	景品類を得るために必要な取引条件がある場合には、その旨	○			
① b	景品類を得るために必要な取引条件がある場合には、その全ての取引条件		○	○	<ul style="list-style-type: none"> 表示スペースの関係で印刷媒体に全ての取引条件を表示できない場合には、他の取引条件については店内表示してある旨を表示する。
②	景品類の提供時期			○	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、満期時に抽選を行う場合にはその旨を表示する。
③ a	景品類を税引前で表示する場合又は別途納税負担がある場合には、その旨	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 「別途納税負担がある場合」とは、例えば、一般懸賞の賞品として10万円相当の旅行を提供し、顧客から2万円の現金を税金として源泉徴収する場合である。
③ b	景品類を税引前で表示する場合又は別途納税負担がある場合には、税金に関する簡単な説明			○	<ul style="list-style-type: none"> 表示した景品類が税引前である場合には「表示した景品類から20%の源泉徴収税を差し引く」、別途税金を徴収する場合には「税金として2万円を現金でお支払いいただく」等と表示する。
④ a	中途解約等をすると抽選権の失効等の不利益を受ける可能性がある場合には、その旨	○*	○		
④ b	中途解約等をすると抽選権の失効等の不利益を受ける可能性がある場合には、その内容			○	
⑤	表示有効期限又は基準期日	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 別表1の⑩を参照。
⑥	追加情報の入手方法	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 「詳しくは店頭で」、「詳しくはインターネット上のホームページで」等と表示すれば足りる。
(注) 1. 必要表示事項は次のとおりとする。					
<p>(1) 上記「店内表示」欄の○印の項目を全て記載したポスター又はチラシ等を店頭に掲出又は備え置くとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目</p> <p>ア. 放送媒体による表示にあっては、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）</p> <p>イ. 印刷媒体による表示にあっては、上記「印刷媒体」欄の○印の項目</p> <p>(2) 上記(1)の条件を満たさない場合は、上記⑥を除く全ての項目</p> <p>2. 上記はオープン懸賞には適用しない（オープン懸賞の場合は広告中に懸賞の内容が全て表示されなければならない。）。</p>					
<p>(1) 例えば、「店内表示」欄の○印の項目を表示したチラシを店頭に備え置く場合には、店舗内のポスターには「印刷媒体」欄の○印の項目を表示すれば足りる。</p> <p>(2) モバイル・バンキングの場合には、取り扱っている金融商品等の取引を条件とした景品類の提供について、「店内表示」欄の○印の項目の問い合わせに対応できる連絡先及び時間帯を明示することでも足りる。</p> <p>(3) インターネット・バンキングのみで取り扱っている金融商品等の取引を条件とした景品類の提供については、「店内表示」欄の○印の項目を表示したチラシ等を店頭に掲出または備え置かないこととしても差し支えない。</p>					

別表6 金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項

必要表示事項		表示する媒体の種類		
		放送媒体	印刷媒体	〔店内表示〕
	a 金利優遇等を得るために必要な取引条件がある場合には、その旨	○		
①	b 金利優遇等を得るために必要な取引条件がある場合には、その全ての取引条件		○	○
②	金利優遇等の提供時期			○
	a 中途解約等をすると金利優遇等の中止等の不利益を受ける可能性がある場合には、その旨	○ *	○	
③	b 中途解約等をすると金利優遇等の中止等の不利益を受ける可能性がある場合には、その内容			○
④	表示有効期限又は基準期日	○	○	○
⑤	追加情報の入手方法	○	○	

(注) 必要表示事項は次のとおりとする。

- (1) 上記「店内表示」欄の○印の項目を全て記載したポスター又はチラシ等を店頭に掲出又は備え置くとともに、同書面の内容をインターネット上のホームページにも明示している場合には、次の項目
 - ア. 放送媒体による表示にあっては、上記「放送媒体」欄の○印の項目（＊印の項目は、ラジオの場合には省略可）
 - イ. 印刷媒体による表示にあっては、上記「印刷媒体」欄の○印の項目
- (2) 上記(1)の条件を満たさない場合は、上記⑤を除く全ての項目

運用基準
・ 表示スペースの関係で印刷媒体に全ての取引条件を表示できない場合には、他の取引条件については店内表示してある旨を表示する。
・ 別表1の⑩を参照。
・ 別表5の⑥を参照。
(1) 別表5の(注)の(1)を参照。
(2) モバイル・バンキングの場合には、取り扱っている金融商品等の取引を条件とした金利優遇等の提供について、「店内表示」欄の○印の項目の問い合わせに対応できる連絡先及び時間帯を明示することでも足りる。
(3) インターネット・バンキングのみで取り扱っている金融商品等の取引を条件とした金利優遇等の提供については、「店内表示」欄の○印の項目を表示したチラシ等を店頭に掲出または備え置かないこととしても差し支えない。